

第 477 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 5 年 11 月 21 日(火) 14:01～14:31

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第477回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の 1 「「需給調整市場ガイドライン」及び「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」改定の建議について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしく願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料 3 について御説明いたします。

13行目以下「経緯」でございますが、「需給調整市場ガイドラインの改定」についてです。

需給調整市場における三次調整力①の取引が、昨年 4 月から開始されたところでありま

して、募集量未達及び応札単価が高水準で推移することなどが指摘されていたところです。

この事案に対しまして、背景等を確認するため、今年の2月であります。需給調整市場参加事業者10社に対しまして、入札価格等のデータに関して報告徴収を行いました。

これを踏まえて、本年4月以降、制度設計専門会合で需給調整市場への供出インセンティブのあり方や、大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者に対して、要請する入札価格の規律に関する整理等について議論・検討を行ってまいりました。第90回制度設計専門会合におきまして、そうした点について扱った需給調整市場ガイドラインの改定の方向性について、取りまとめを行ったところです。

27行目以降に、この改定の方向性について記載しておりますけれども、調整力 Δ kW市場の価格規律につきましては、まず、電源種をA種電源、固定費回収済電源等とB種電源、未回収固定費がある電源に分けまして、A種電源につきましては、機会費用（逸失利益）にインセンティブとして一定額（0.33円）を上乗せしたもの、そしてB種電源につきましては、機会費用（逸失利益）に加えて、監視等委員会と協議し決定したインセンティブを乗せるということにしております。

それからkwh市場につきましては、現在、予約電源と非予約電源で価格規律が異なっておりますが、これを基本的には統一いたしまして、限界費用とマージン、これは限界費用の10%と考えておりますけれども、これを基準にすることにしております。

そうした点を、今後、需給調整市場ガイドラインに記載していきたいと考えております。

それから、31行目以降ですが、現在、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」という調整力ガイドラインがございます。これにつきましては、基本的には、電源Ⅰ、電源Ⅱの公募調達のあり方について記載した文書であります。来年度以降、沖縄エリアは、電源Ⅰ、電源Ⅱの公募は継続し、ほかのエリアについては、需給調整市場を通じて調整力を調達することとなります。

この調整力ガイドラインの取扱いについて、制度設計専門会合で議論をしたところ、沖縄エリアのみの実施となっても、引き続き、公募調達が公平性・透明性を担保するための考え方、望ましいと考える公募調達の実施方法を明確にすることが必要という結論になりまして、所与の修正を行った上で、存続させることとなりました。

44行目以降ですが、「今後の対応」といたしまして、別紙のとおりであります。需給調整市場ガイドラインの改定及び調整力ガイドラインの改定について、経済産業大臣に建議することとしたいと考えております。

別紙に、その建議の本文と、別添という形でそれぞれの改定の建議の内容を記載しているところでもあります。

説明は以上となります。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ建議することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に建議することといたします。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)」を踏まえたインバランス料金制度の運用に関する建議について」に関しまして、引き続き、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　　それでは、資料4について御説明いたします。

12行目以下に「経緯」を書いてございますが、インバランス料金につきましては、2022年度から新インバランス料金制度が導入されております。その内容は、いわゆる「中間とりまとめ」の中に記載されたものを踏まえて制度が構築されております。

この中間とりまとめについては、2022年度の導入前に策定したものでありますけれども、この中には、幾つか今後の検討事項が含まれておりまして、補正料金算定インデックスについての見直し、それから、補正インバランス料金におけるCの値、すなわちkW需給逼迫時における最高値について、暫定価格として200円を適用するというようなことが書かれておりました。

こうした現行の中間取りまとめにつきまして、改定をするかどうかということにつきまして、制度設計専門会合において議論を行ったところです。

10月10日の本委員会の審議を経て、10月10日から11月8日までパブリックコメントも実施しております。

27行目以下ですが、パブリックコメントにおいては、4件の意見をいただいたところがあります。

御報告いたしますと、資料4-3の別紙にありますけれども、4件いただいております、うち3件については、C値の引き上げを避けるという点について、基本的には事務局案に賛同するという立場からの御意見でありました。その上で、今後の審議の方向性などについて、御意見をいただいたところでもあります。

4番目の意見につきましては、沖縄エリアにおけるインバランス料金の関係ですが、電力・ガス基本政策小委において、計画停電の実施基準等について見直しが行われたので、それに平仄を合わせることが適当ではないかという御意見をいただいております。

これを踏まえまして、3件の意見については、今後の議論の参考にするとともに、4番目の意見につきましては、御指摘を踏まえて、中間とりまとめの内容を一部修正したいと考えております。

33行目に戻りまして、「今後のスケジュール」でありますけれども、この中間取りまとめを踏まえまして、インバランス料金制度を運用することについて、経済産業大臣に建議することとしたいと考えております。

資料4-2が、2ページ目と3ページ目についておりますけれども、これを建議したいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおりに対応することといたします。

事務局におかれましては、この方針で進めていただきますようお願いをいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産

業大臣からの意見聴取への回答について」に關しまして、下津取引監視課長から御説明を、よろしくお願ひいたします。

○下津取引監視課長　それでは、「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への回答」につきまして、御説明をいたします。

資料は、右上に資料5と記載のものでございます。

1枚目の四角囲みの中でございますけれども、本年10月16日に、みなし熱供給事業者であります東京熱供給株式会社から、経済産業大臣に対しまして、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請が行われまして、経済産業大臣から当委員会に、認可に係る意見聴取があったところでございます。その回答方について御審議をいただきたいと考えてございます。

具体的に、どのように経済産業大臣に回答するかということでございますけれども、資料5-1で、「下記のとおり」ということで、本件に係る当委員会としての査定方針は、別添のとおりですということに回答をさせていただくことを考えておりますので、今回は、別添に基づきまして御説明をさせていただければと考えてございます。

スライドは3枚目でございますけれども、まず、今回の申請者であります東京熱供給株式会社ですが、昭和56年9月に設立された会社でございます。資本金は7億5,000万円、従業員数は、本年3月末で35名となっております。

変更認可申請の対象となっている地区は、光が丘団地地区でございます。東京都練馬区にある地区でございます。

需要家数でございますが、本年3月末時点で、住宅用で1万1,098件、業務用で57件となっております。

スライドは9枚目でございます。こちらは、今回の申請の概要をまとめたものでございます。本申請は、ウクライナ侵略に伴う電力・ガス価格の高騰、それから、会社の収支悪化などを背景に行われたものでございまして、申請の柱は、料金の値上げということにございます。

この表を見ていただければと思っておりますけれども、申請原価ですが、この申請原価と現行原価、この現行原価は、これは1989年4月から1992年3月という、30年以上前の数字でございますけれども、その現行原価からは、約2%減少しております。ただ、需要も約23%減少しております。申請内容の柱は、料金単価の値上げということになります。

料金単価をどれぐらい値上げするかということでございますが、標準的な家庭を念頭に

置きますと、給湯だけの場合は約11%、給湯+暖房の場合は約10%の値上げとなることが想定されております。

それでは、査定結果について御説明をいたします。スライド20枚目以降でございます。

まず、「原価算定期間」でございますけれども、今回の申請では、原価算定期間を3年間としております。前回の料金改定の原価算定期間が3年であったことですか、電気・ガスの料金認可における原価算定期間も、原則3年となっていることを参考に設定したということでございます。

熱料金の原価算定期間の設定につきましては、1年間を単位として、将来の合理的な期間とされておりますところ、費用平準化の観点や、電気・ガスの例を踏まえまして、今回の3年間というのは合理的だろうと考えてございます。

スライドは23枚目にまいります。「需要想定概要」でございます。

今回の料金改定申請における需要家の状況、それから、年間販売熱量につきましては、直近実績値に基づいて算定されております。2021年度以前は、暖房契約の廃止によりまして、集合住宅の給湯+暖房から給湯のみへのシフトが見られるのですが、それも2022年度以降は落ち着いているということでございまして、直近実績値に基づいた需要想定となっております。

スライドは24枚目でございますが、原価算定期間に供給のシフト要因というのは、暖房契約の廃止は見込まれていないということを確認しましたので、この需要想定につきましても、合理的でない根拠に基づいた算定ではないと考えている次第でございます。

26枚目でございます。「経営効率化」でございます。

複数の取組を行っていることが確認できました。「審査の結果」の1つ目の●でございますけれども、まず、清掃工場の排熱の効率的な利用と記載しておりますが、これは、同じ団地内に建っている清掃工場の建て替えに伴いまして、その工場からの温水の購入に加えて、これは2021年3月からでございますけれども、排熱（蒸気）の購入を開始したとのことで、これによりまして、従来、温水を製造するのに使用していたガス使用量を約37%削減したというものでございます。

それから、人員体制の見直しということで、社員を2名減少させたというもの。

それから、最後でございますが、テレワーク環境の見直しということでございまして、通信費を削減したということでございます。

もう一点、このスライドの一番下の●ですけれども、「なお、」と書いているところでご

ございます。これは、本件の特徴でもありますが、減価償却費などの固定費につきましては、現行原価と比べて増加しているのですが、本申請に当たりまして、申請事業者は固定費の一部、約32%を自主カットしております。そして、基本料金を現状維持としまして、燃料費などの変動費の増加分のみを従量料金単価に反映する、そういうことになってございます。

スライドは32枚目にまいります。「人件費」等々でございます。

役員給与、給料手当につきましては、それぞれ比較対照となっているものと比較しまして、適正な水準であることを確認してございます。

スライド33枚目、「雑給」につきましても、給与規程に基づいて算定されていること、「退職金」につきましても、比較対照と比較して、適正な水準であることを確認した次第でございます。

法定厚生費、一般厚生費につきましても、それぞれ妥当なものであること、不合理でないことを確認してございます。

スライドは38枚目、39枚目に行きます。燃料費関係でございます。

燃料費、電力量でございますけれども、こちらは、関東地域のガス小売事業者、それから、電気小売事業者の料金水準と同程度であることを確認いたしました。

また、冷温熱購入費でございますけれども、その算定が適切な契約に基づいたものであることを確認してございます。

スライドは46枚目まで行きます。「修繕費」ですけれども、こちらも、料金算定要領に、その算定方法が規定されているのですが、その算定方法に基づいて算定されていることを、そして、その水準について、現行原価や直近5年間の実績に基づいて算定した水準と比較して、妥当な水準であることを確認してございます。

スライドは52枚目にまいります。「設備投資」回りでございます。

まず、「設備投資」につきましては、スライドの「審査の結果」でございます。

原価算定期間に更新・交換が予定されている製造設備、それから、供給設備につきまして、現物を見ることが困難なものを除きまして、当課の職員が現地に行き現地確認を行いまして、取替工事の必要性について疑義を抱くものはなかったということを確認してございます。

それから、熱量計についても、熱量計更新費用予算を申請者から入手いたしまして、原価算定期間に法定の定期交換時期を迎えるメーターの交換にかかる費用が設備投資に適切

に計上されていることを確認いたしました。

減価償却費につきましても、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみ織り込まれていることを確認した次第です。

また、これらの設備に係る減価償却の方法や耐用年数は、申請事業者が、これまで同種の設備に採用してきたものとおおむね同様でございまして、定額法により適切に算定されていることを確認しております。

固定資産除却費関係ですけれども、除却工事費につきましても、適切に原価に反映されていることを確認いたしました。

スライド55枚目に行きます。「その他の経費」でございます。

この表に掲載しております経費につきましても、申請者は水道料を変動費、水道料以外を固定費として、水道料以外のところについて、先ほど申し上げました約3割カットをして申請しております。

一点ですけれども、その中に、下から4番目の行でございますが、租税課金というのがございまして、結論を申し上げますと、租税課金につきましては、自主カットにはなじまないだろうと考えまして、ここは自主カットすることなく適正な額を計上するように査定をしたいと考えている次第でございます。

スライドは64枚目にまいります。

「事業報酬」でございますけれども、事業報酬については、レートベースに事業報酬率を乗じて算定して申請しております。レートベースにつきましては、真に不可欠な設備のみが織り込まれていることを確認しまして、また、レートベースに乗じる事業報酬率も、ガス事業における値を用いて、適切に算定されていることを確認いたしました。

「法人税等控除項目」については、説明を割愛いたしますけれども、特に問題はございませんでした。

スライドは75枚目にまいります。「レートメイク」でございます。

レートメイクにつきましては、こちらは集合住宅用の現行料金と改定料金の比較をまとめたものでございまして、冒頭申し上げましたように、基本料金は、全て据え置きとなっております。従量料金のみ、約25%の増加となっております。

こちらは、業務施設用の現行料金と改定料金をまとめたものでございまして、こちらも基本料金はそのまま、従量料金単価が、約9%から29%の増加となっております。

スライド、最後でございます。79枚目までまいります。

料金設定等の審査結果でございますけれども、需要種別原価と需要種別の料金収入額が一致するよう設定されていること、全ての需要家に対して平等であることを確認しております。

一番下の「なお、」というところの記載でございますけれども、これは、査定結果には何の影響も与えないのですが、一部の申請書類に誤りがありましたので、そこは修正してもらおうと考えてございます。

「供給条件の変更（料金設定以外の変更）」ということでございますけれども、現在の指定旧供給区域熱供給規程に料金の算定期間の規定はなかったので、それを明確に規定するというものでございまして、特に問題はないと考えております。

以上のとおりでございますので、このスライドを査定内容として添付して、経済産業大臣に回答させていただけないかと考えている次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員　　結論としては、このとおりでいいと思います。ただ、中身をよく見てみると、減価償却のところ、49ページですね、昔の、30年前の原価は9,000万ぐらいなのが、足元では4億5,000万ぐらいになっている。これが、恐らく償却が完了するものが、この数年間順次出てくるので、申請原価を3億ぐらいに収めているのだと思います。

減価償却が大きく減ることも織り込むような形で、大きく効率化を織り込んでいると思いますし、足元の原価で申請してしまうと、もうちょっと高い値上げになって、その後、減価償却が完了するに伴って、利益が拡大する。そのコストが下がる分を先取りしたような形で親切に出してくれているのかなという気がするので、これでいいのだろうと思います。

事務局にお聞きしたいのは、例えば足元の状況で織り込んで、その後、コストが下がってくると、当然利益が増えるわけですがけれども、そういう場合に、これは利益が出過ぎじゃないかと、何か検査等で引っかかる仕組みってあるのでしょうか？もし、向こう3年間の原価をもうちょっと高く、つまり効率化を3割も織り込まずに高い料金で認可をした後に、コストが下がってたくさん利益が出たときは、何かに引っかかるような検査や仕組み

はあるのでしょうか。

○横山委員長　ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○下津取引監視課長　査定をした後にコストが下がった場合ということでございますけれども、電気やガスであれば、事後評価という制度がありますけれども、熱の場合は、実はございません。ですので、そこは事業者の判断で値下げを検討していただくということになるということでございます。

○圓尾委員　分かりました。

これを見ると、いかにデフレが続いているかというのがよく分かると思うのですが、インフレ経済であれば、当然コストが上がっていくであろうから、コストが上がって経営が厳しくなったら、値上げの認可をとりきつてね、効率化が進んで値下げをするときには、届出でいいですよ、という仕組みは、うまく機能するのだと思います。けれども、こういうこともあるので、もしかしたら利益が出過ぎてしまっていないかをチェックする仕組みが必要なかもしれないと、今回、これを見て思いました。機会があれば、そういうことも考えてみたらいいのかなと思います。

以上です。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

何か事務局からございますか。

○下津取引監視課長　現時点におきましては、やはり、申請された減価償却費の値につきまして、今後のことも踏まえながら、申請事業者ときちんとコミュニケーションをとりながら、そこはしっかり詰めていくということなのかなと考えている次第でございます。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ほかに何か御意見はございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から1点、お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に2件、書面開催を行っております。

「電気供給事業者に関する今後の対応について」につき、11月14日付けで、今後の方針について決定をしております。

また、「託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請の審査について」につき、11月15日付けで承認することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——